



インドネシア ～金融監督の一元化は金融部門の強化につながるか～

経済調査部 上席研究員 山中 崇
tyamanaka@iima.or.jp

インドネシアで長年の懸案であった金融監督機関の統合が本格的に動き出した。監督の統合構想はアジア金融危機直後に持ち上がったが、その後長い間実現に至らず、2011年10月になってようやく、すべての金融機関を監督する「金融サービス庁（OJK）」の設置法が国会で成立した。現在、理事会メンバーの選任が進められており、2014年から完全な姿で発足する予定である。しかし、監督機関を統合したからといって金融監督制度改革の成功が保証されるものではない。改革の実効性を上げられるか、今後の取り組みが注目される。

インドネシアの金融監督システム

アジア金融危機（1997-98年）以前のインドネシアの金融セクターの基盤はきわめて脆弱だった。脆弱性をもたらしていた要因の一つが、金融監督システムが十分に機能していなかったことである。

インドネシアの金融監督システムについてみると、まず、金融セクターの中で圧倒的な存在である銀行部門の監督権限を有するのは中央銀行（Bank Indonesia : BI）である。インドネシアでは、金融危機以前から自己資本比率規制などの健全性（プルーデンス）規制はあったものの、BIに十分な監督権限がなかったことから遵守されず、実効性を持たなかった。当時は、銀行免許の付与・取り消し権限は財務省が持ち、BIは財務大臣が委員長である通貨監督委員会の監督を受けるなど、監督権限は限定的であった。スハルト政権の崩壊後、国際通貨基金（IMF）からの要請もあって「1998年銀行法」が制定され、銀行設立や支店開設の認可、銀行免許の取り消し、銀行の合併統廃合の認可など、すべての銀行監督権限をBIが単独で持つようになった。さらに「1999年中央銀行法」でBIは「政府やその他機関から独立した国家機関」とされ、独立性が法律に明記された。こうしてBIの独立性が確保されることになったのである。

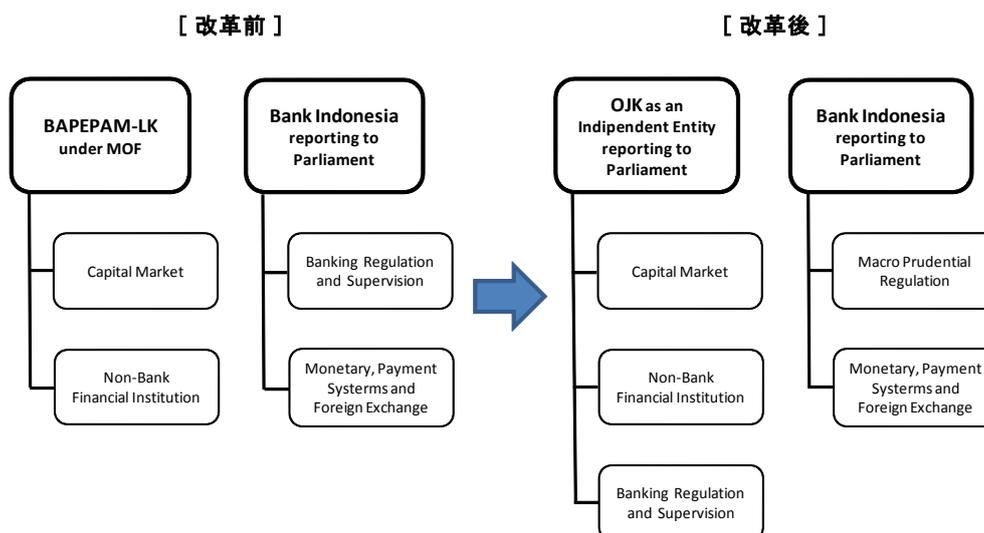
銀行以外の金融機関（証券取引所、証券会社、保険、年金基金、ファイナンスカンパニーなど）については、資本市場監督庁（BAPEPAM-LK）が監督権限を有している。しかし、こちらも監督システムが十分に機能しているとは言い難い。例えば、BAPEPAM-LKはジャカルタに本部があるだけで出先機関を持たず、広大な国土に広がる数千のノンバンク金融機関を監督するにはキャパシティに問題がある。このため、地方を中心に多くの金融機関が監督・規制の網から漏れているのが実情である。

金融監督の一元化に向けた動き

こうした状況に対し、IMF はアジア金融危機の直後から、BI と BAPEPAM-LK が持つ監督権限を移管して、金融サービス業を一元的に監督する機関を設立する構想を持っていた。背景には、①監督機関により規制の内容・質がばらばら、②ノンバンク金融機関の多くが規制の網にかかっていない、③金融犯罪が市場をまたがる取引で蔓延している、などの事情があった。

このため、金融セクターすべてを監督する独立機関を 2002 年末までに設置することが「1999 年中央銀行法」に盛り込まれた。その後、BI の反発により同構想は大きく遅れたため、「2004 年中央銀行法」で設置期限が 2010 年末まで延長され、その期限も越えた 2011 年 10 月、ようやく OJK 設置法が国会で成立した。これにより、2012 年末までに BAPEPAM-LK の監督権限が、また 2013 年末までに BI の監督権限が移管されて、OJK が 2014 年 1 月から完全な形で発足する予定となっている（図表）。

図表:インドネシアの金融監督制度改革の姿



(資料) BAPEPAM-LK

OJK の職務は、規制、監督、検査、捜査、免許付与、合併承認、リスク管理、マネーロンダリング監視、消費者保護など、広範囲にわたっている。この組織を運営するのが「理事会 (board of commissioner)」である。理事会は 9 名の理事により構成され、うち 7 名は国会が選出し、大統領令により正式に決定される。残り 2 名は BI と財務省が指名する。理事のうち、3 名が銀行、資本市場、ノンバンクをそれぞれ監督する。OJK は財務省、BI、預金保険公社とともに金融システム安定フォーラム (FSSF) を構成し、各機関同士の協力、情報交換を通して、金融危機時にはシステムック・リスクに素早く対応することとされている。なお、OJK の運営コストは当初は国費で、長期的には監督する金融機関からの手数料収入により負担されることになっている。

金融監督制度改革の課題

インドネシア政府は、金融監督制度改革を通して金融セクターの健全性を高め、強い基盤を構築することにより、他のアジア諸国に比べて低位に止まる銀行貸出の対GDP比や、高い貸出金利などの改善につなげようとしている。しかし、監督機関を統合したからといってこれらが自動的に保証されるものではない。金融監督の実効性を上げるには、新しい監督機関に強い権限と十分なリソース（人、予算）を与えること、監督スキルを確立すること、関係機関との協力体制を確立することなど多くの課題が残っている。

とりわけOJK設立当初は、BIとOJKの綿密な協力体制を確立することが最重要課題である。金融システムの安定にはマクロ、ミクロ両面からのプルーデンス政策が欠かせない。しかし、現在の法律は、OJKの職務としてマクロ・プルーデンス政策を割り当てていない。このため、マクロ・プルーデンス政策を担当するBIとの協調が不可欠となる。他国の事例では、金融機関監督を担当するFSA（英国金融サービス機構）とイングランド銀行（英国中央銀行）との間の情報共有が不足したことが英国ノーザン・ロック銀行の破綻の一因になったとされている。この点、金融システムの安定を守り、システムミック・リスクに効果的に対処するには、BIが引き続きシステム上重要な大手銀行の情報に直接・リアルタイムでアクセスできることが保証される必要がある。

インドネシアは政治の安定を取り戻し、今後、経済大国化が期待されている。金融監督制度改革による金融セクターの強化が経済成長に寄与できるか、今後の取り組みが大いに注目される。

以 上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2012 Institute for International Monetary Affairs（公益財団法人 国際通貨研究所）

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokucho 1-Chome, Chuo-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町1-3-2

電話：03-3245-6934（代）ファックス：03-3231-5422

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>